

一般財団法人中西奨学会 研究助成金給付規程

一般財団法人中西奨学会 研究助成金給付規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 一般財団法人中西奨学会定款第 3 条に基づき、同第 4 条第 1 項第 2 号所定の産業科学技術に関する研究に対する助成を行い、もってわが国産業科学技術水準の向上に寄与することを目的として、この規程を定める。

(助成分野)

第 2 条 当会は、次の各号に掲げる分野（以下「助成分野」という）を対象として、その研究に対する助成金（以下「研究助成金」という）の給付を行う。

- (1) 産業用機械に関する分野
- (2) 電子・情報・通信に関する分野
- (3) 化学系材料に関する分野
- (4) 物理系材料に関する分野
- (5) 住宅に関する分野
- (6) 地球環境に関する分野

(受給者の資格)

第 3 条 研究助成金の給付対象者は、日本国内の大学・研究所等に所属する研究者個人または団体で、産業科学技術分野のうち、主として助成分野の研究に従事する者でなければならない。ただし、助成分野について、他の団体等から重ねて研究助成金等の給付を受けている者には給付しない。なお、過去に研究助成金を受給したことのある者に対する再給付は妨げない。

(研究助成金の対象期間および金額)

第 4 条 研究助成金の給付対象期間は、毎年 4 月 1 日より 1 年間とする。

- 2 前項の期間中に給付する研究助成金の額は、1 件につき上限 1 0 0 万円とする。

第2章 助成先の採用と奨学金の交付

(助成申請書の提出)

第5条 研究助成金の給付を受けようとする者は、当会所定の時期に、所定の様式により、当会に対し、助成申請書を提出しなければならない。

(給付の決定)

第6条 当会は、前条の助成申請書について、別に定める選考委員会において選考の上、給付決定を行い、その結果を助成申請書の名義人に通知する。

(給付の方法)

第7条 研究助成金は、第4条所定の期間および額について、一括して給付する。

2 研究助成金の給付は、助成申請書の名義人に対して、当該名義の金融機関の口座に振り込むことにより行う。

(助成金受領書の提出)

第8条 研究助成金の給付を受けた者は、ただちに所定の助成金受領書を提出しなければならない。

(研究計画等の変更)

第9条 研究助成金の給付を受けた者は、研究計画や内容の変更等、助成申請書の記載事項に関し重要な変更をしようとするときは、選考委員会及び理事長の承認を受けなければならない。

(研究の経過および結果の報告)

第10条 研究助成金の給付を受けた者は、給付対象期間の中間時期に、中間報告書を提出しなければならない。また、助成金給付期間の終了後2ヶ月以内に、結果報告書および助成金使途明細書を併せて提出しなければならない。

(研究助成金の返還等)

第11条 研究助成金の給付を受けた者は、助成申請書記載の研究が長期（おおむね6ヶ月）に亘って中断し、再開の見込みが無いときは、当会

の請求に従って、研究助成金の一部を返還しなければならない。

- 2 研究助成金の給付を受けた者が、研究助成金を助成申請書記載の研究以外の目的で使用し、または研究助成金の交付を受けた者の状況により当会が必要と認めたときは、当会の請求に従って、研究助成金の全額を返還しなければならない。
- 3 前各項のほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、研究助成金の給付の中止もしくは停止、または給付済み研究助成金の返還を求めることがある。
 - (1) 不正の手段により研究助成金（他の団体の同様の助成金を含む）の給付を受けた者
 - (2) 助成分野の研究に関して不正行為を行った者
 - (3) 前2号に該当する者と共同で不正行為等を行った者

（給付の辞退）

第12条 研究助成金の給付を受けた者は、所定の手続きにより、当会に対し、給付の辞退を申し出ることができる。

第3章 補 則

（実施細目）

第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

（改廃手続）

第14条 この規程の改定または廃止は理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 附則第1項の施行開始時期に関連して、平成25年度については、第4条第1項の給付対象期間は、平成25年8月1日から8ヶ月間とする。なお、この場合においても同第2項の研究助成金の額は、1件につき100万円とする。ただし、給付を受ける研究内容によってはこの限りではない。
- 3 履歴

2021年3月1日改定